

○農林水産省告示第二千七百五十号
農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十六年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十五年十一月十一日
農林水産大臣 林 芳正
平成二十六年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

Table with 2 main columns: 一類 (Type 1) and 二類 (Type 2). Each column lists regions (e.g., 北海道及び東京, 茨城県の区域) and corresponding compensation amounts.

○国土交通省告示第九千九十七号
建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成二十五年国土交通省告示第七百四十八号)第二条第二項の規定により、次に掲げる者が行う講習を、建築物石綿含有建材調査者講習として登録したので、同告示第十七条第一項第一号の規定により、公示する。

- 平成二十五年十一月十一日
国土交通大臣 太田 昭宏
登録年月日 平成二十五年十月二十九日
登録番号 建石講第一号
氏名又は名称 一般財団法人日本環境衛生センター
住所 神奈川県川崎市川崎区四谷上町十番六号

○国土交通省告示第九千九十八号
モーターボート競走法施行規則(昭和二十六年運輸省令第五十九号)第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示(平成二十五年国土交通省告示第七十一号)の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十一月十一日
国土交通大臣 太田 昭宏
第一号の表平和島競走場の項中、「百八十日」を、「百八十六日」に改める。

○関東地方整備局告示第四百四十七号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- 平成二十五年十一月十一日
関東地方整備局長 深澤 淳志
その関係図面は、平成二十五年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
(一) 道路の種類 一般国道
路線名 百二十九号
道路の区域

山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字割石二二番一
○から同町本栖字割石二二番一四番一四まで
(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
○関東地方整備局告示第四百四十八号
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

- 平成二十五年十一月十一日
関東地方整備局長 深澤 淳志
その関係図面は、平成二十五年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
(一) 道路の種類 一般国道
路線名 百二十九号
道路の区域

山梨県南都留郡鳴沢村字魔王七六一九番一七地内
(四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所
○関東地方整備局告示第四百四十九号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

- 平成二十五年十一月十一日
関東地方整備局長 深澤 淳志
その関係図面は、平成二十五年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
路線名 供用開始の区間
百二十九号 山梨県南都留郡鳴沢村字魔王七六一九番一七から同村字前丸尾八五三三番一四三三まで(ただし、関係図面に表示する部分のみ)
供用開始の期日 平成二十五年十一月十一日
○関東地方整備局告示第四百五十号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十一月十一日
関東地方整備局長 深澤 淳志
路線名 供用開始の区間
二百九十八号 市川市高谷一八五番一三地先から同市高谷一九九〇番一四地先(ただし、関係図面に表示する部分のみ)
供用開始の期日 平成二十五年十一月十一日
○関東地方整備局告示第四百五十一号
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。